

過去の審議会等における結核予防法の廃止(感染症法への統合)

に反対する意見等(○)及びこれに対する当局の見解(→)

※当時と今日においては、訴訟等も踏まえた感染症法における人権に関する当局の考え方、結核予防法の運用における違法事例の判明その他結核予防法の不備、生物テロ対策等の新たな人為的な感染対策の必要性などの情勢の変化があったため、当局の見解が修正されているものもある。

公衆衛生審議会伝染病予防部会基本問題検討小委員会(平成8年～9年)での議論

○ 結核予防法としての歴史的な経緯。

→戦後の結核対策に大きく寄与したことは認めるが、特定の疾病のみを対象とする人権制約の規定を有する法律は、人権上問題があるとの認識。

公衆衛生上の措置についても、人権手続を含め、最新の知見を含めた踏まえた最新の法制である感染症法の中で、適切に対処することが適當である。

○ 予防接種、健康診断、登録制度、治療、適正医療の規定など、非常に精緻に一元的に関係した法体系である。

→特定疾病のみを対象とする法律の問題

→結核固有の対策を廃止するのではなく、必要な規定は法律上維持するものであり、結核対策に係る法的根拠及び法体系は維持される。

→近時の改正では、結局、感染症法と同等の規定を設けざるを得ないなど、単独法の存立の意義は低下した。エイズ予防法を廃止した考え方と同様に、感染症法において対処できる。

○ 伝染病予防法と比べると人権措置も盛り込まれている。

結核予防法にきめ細かな健康診断や、外来医療に関する適正医療の規定等、結核対策上固有の規定があることから、現行の結核予防法の法体系の下に引き続き的確に推進すること。

→感染症法と比べると著しく不十分。実際の運用でも、実務上の必要等から、法令違反の実態が判明し、限界が判明。直ちに是正が必要。結核固有の規定のうち法律事項については、法律レベルで規定

厚生科学審議会感染症分科会結核部会(平成13年～14年)での議論

○ 感染症法の1類から3類に該当する疾患よりも発生頻度が高く、疾患の特性(長い治療期間、治療中断による社会的脅威となりうる耐性菌発生の可能性)からも、他の感染症よりも公的関与の必要性が高い。結核は依然として我が国における最大の感染症であることかんがみ、現段階では、結核及び結核対策を取り巻く特殊性に基づいて独立した対策を維持することが適當である。

→公的関与の必要な規定については、法律レベルで存置する。我が国最大の感染症であるからこそ、最新の法律で人権に配慮しつつ、公衆衛生上必要な公的関与、公権力の行使を行うべきである。患者数の多さや、特殊性を根拠に、個別法を存続することは、人権上も問題であり、法制上も理由がない。

厚生科学審議会感染症分科会感染症部会(平成14年7月)での議論

- 4万人規模の感染症を感染症法の1類または2類に位置づけることは、保健所での診査等、実務的に非常に困難。

→人権保護に必要な諸規定、手続は、事務の多寡にかかわらず、必要である。事務の簡素化の可能なものは、配慮すれば足り、2類感染症に固有の新たな規定が4万人にすべて適用されるわけではない。地方自治体の組織や業務は、個別法の存続の可否の要素とはいはず、感染症の下での対応を検討すべきである。

- 結核予防法は、結核は固有の法律でということで出来上がった法律。

→制定経過、沿革を否定するものではないが、現代、その法律に問題があるとの認識である。法廃止を否定する理由にはならない。

- 結核患者の高齢化の問題もあり、ここで手を緩めてはならないという思いがある。

→法廃止により結核対策を廃止するのではなく、感染症法で結核対策を行うものである。

- 他の感染症は、対策の立て方、対応の仕方が臨床の医療機関が中心であり、結核と比べて保健所など行政の関与が少ない。

→結核固有の必要な行政関与は、維持される。

- 結核予防法と感染症法にはかなり異なる側面が多く、結核予防法を感染症法に全部吸収すると例外規定が多くなる可能性がある。

→法制的に必要な規定は存置される。問題はない。

厚生科学審議会感染症分科会(平成14年7月)での議論

- 我が国における結核は、感染者数、死病者数等において国内最大の感染症であり、更に近年の改善は横ばい状態であるため、今後とも、BCG接種や健康診断、医療の提供等による総合的対策の効率化、重点化を通じて、結核を公衆衛生上の脅威ではなくす努力を継続する必要がある。当分科会は、感染症法の見直しに着手したところであるが、結核予防法の感染症法への統合は、現在の結核の状況を踏まえると将来的な課題であり、現時点では時期尚早であると考える。

→感染症法に基づき結核対策を講ずるのであり、結核予防法を感染症法に統合することが結核対策の廃止を意味するものではないので、時期尚早との考え方は該当しない。近時の情勢変化により、単に患者数を根拠に法廃止が時期尚早との判断は採り得ないが、感染症法において、対策を継続、充実することが可能である。